

令和元年台風第19号への対応(10月17日現地視察で、福島県議会議員団からの二階本部長への要望)

自民党令和元年台風19号非常災害対策本部

No.	項目	対応状況	結果
1	工事の一時中止(繰越含む)	工事の一時中止措置やその際の繰越の適切な実施について、10/15に地方整備局及び地方公共団体宛てに文書発出するとともに、リエゾン等を通じて首長を含む自治体幹部へ周知しているほか、10/21には概要を分かりやすくまとめた紙を建設業団体宛てに送付し、災害対応を優先すべき事態が発生している場合に発注者と協議を行うなど、適切な対応を依頼した。	○
2	原型復旧でなく再度災害防止で、改良復旧が原則	積極的に改良復旧を活用する旨、10/18に文書発出済み。	○
3	復旧期間の3年間で弾力的に伸ばす	被災者のために早期復旧が望まれるものの、現場が実施困難な場合は3年にこだわらず柔軟に復旧工事の認めている。	○
4-1	入札時前3ヶ月間雇用条件の弾力的運用	台風19号により緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合には、所属建設業者と監理技術者等が3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする旨、10/18に建設業団体、地方整備局及び地方公共団体に対して文書発出したほか、10/21には概要を分かりやすくまとめた紙を建設業団体宛てに送付し、災害対応を優先すべき事態が発生している場合に発注者と協議を行うなど、適切な対応を依頼した。	○
4-2	専任義務の早期短縮	災害発生に関わらず、現場施工着手前や工事を全面的に一時中止している期間、工事完成後については、監理技術者等の専任を要しない旨、10/21に建設業団体に対して周知した。	○
5	復興係数の早期設定	被災地における今後の復旧・復興工事の実態や自治体の意向を適切に把握し検討していく。	△
6	地域外からの労働者確保に係る宿泊費等の精算	地域外からの労働者確保に係る宿泊費等の費用を設計変更で計上するよう、10/15に文書発出したほか、10/21には、今後発注する通常工事・業務を含めて、入札公告段階で設計変更の対象とする旨を明示し、円滑な調達を図られるよう、文書発出した(いずれも、地方整備局及び地方公共団体宛て)。また、これらの内容は、リエゾン等を通じて首長を含む自治体幹部へ周知しているほか、10/21には概要を分かりやすくまとめた紙を建設業団体宛てに送付し、発注者と協議を行うなど、適切な対応を依頼した。	○
7	査定前着工	問題なく実施できる。このことは、毎年都道府県に文書にて周知するとともに、講習会、研修等を通じて周知に努めている。	○
8	業務の一時中止(繰越含む)など調査・設計・測量への要請(県、市町村への徹底)	業務の一時中止措置やその際の繰越の適切な実施について、10/15に地方整備局及び地方公共団体宛てに文書発出するとともに、リエゾン等を通じて首長を含む自治体幹部へ周知しているほか、10/21には概要を分かりやすくまとめた紙を建設業関連業団体宛てに送付し、災害対応を優先すべき事態が発生している場合に発注者と協議を行うなど、適切な対応を依頼した。	○
9	被災地の工事の事故繰越の簡素化	被災地の災害復旧、復興事業(経費)の事故繰越事務手続きの簡素化を通知(10月9日、財務省主計局司計課長通知)	○
10	強靱化臨時特別措置の継続	党として、引き続き、政府へ強く要請	△